

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	小笠原諸島における旅館業用建物等に係る特別償却制度の新設	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>【特別償却制度の新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小笠原諸島における、旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、建物・附属設備 6/100）を新設する。 ● 小笠原諸島における、農林水産物等販売業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物・附属設備 6/100）を、新設する。 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1. 3 百万円 （ __ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

小笠原諸島は、戦後 23 年間米軍の統治下に置かれ、その間、昭和 19 年に強制疎開させられた住民は一部欧米系住民を除き帰島が許されないまま、昭和 43 年の日本復帰を迎えた。その後、国の特別措置法の下、生活基盤、産業基盤などの基盤整備や産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、片道 25 時間半を要し約 6 日に 1 便の定期船しかないという条件等に鑑み、振興開発施策を引き続き推進すること等により、小笠原諸島の人口定着を図るものである。

(2) 施策の必要性

小笠原諸島は昭和 19 年の強制疎開以来、昭和 43 年の本土復帰までの約 23 年間、ほとんどの旧島民は帰島できない状況にあったことから、特別措置法に基づき旧島民の帰島の促進を図ってきた。このような歴史を持つのは、日本では小笠原だけである。今後、小笠原においては、その地理的特性により、主要産業として、観光、農業、漁業があげられる。

小笠原諸島の人口定着を図るためには、これらの産業を推進していく必要があり、零細事業者が多い小笠原諸島において、投下資本の早期回収による経営安定化、事業活動の充実に繋がる本制度は必要がある。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 42 離島等の振興を図る 業績指標 220 小笠原村の総人口</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>・小笠原特措法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている25年度目標人口（短期滞在者を除く）2,500人以上を目標値とする。 目標値 小笠原村の総人口 平成25年度末 2.5千人以上 （平成21年度末現在 2.4千人）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・旅館業、農林水産物販売業の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、小笠原諸島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いることとする。</p> <p>○小笠原村の総人口 平成20年度末 2.3千人 → 平成25年度末 2.5千人以上</p> <p>・なお、東京都は振興開発計画の中で目標（平成25年度）を定めており、小笠原諸島振興開発計画（平成21年度～平成25年度）では、農業産出額120,000千円、年間漁獲量510t、年間入込客数26,500人、教育旅行者数11件550人、クルーズ船入港数7隻3,000人を設定している。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>・平成21年度の人口は2,417人となっており、前年度比30人の増加であった。 ・平成17年からの推移は増加傾向にある。</p>
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>実績として、農林水産物等販売業は、過去5年間平均0.2件、建物・付属設備投資額約0.99百万円、旅館業は過去5年間平均2.6件、建物・付属設備投資額約127.8百万円と推移している。</p> <p>今後の見込みとして、旅館業は実績と同程度の効果、農林水産物等販売施設（建物・付属設備）については、平成24年度に約45,000千円（1箇所）が見込まれている。</p>

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>旅館業は例年並に推移、農林水産物等販売施設については、今後の予定を加味した場合に、予想される小笠原村の人口の増加は年約10人と予想される。</p> <p>※計算式 (旅館件数×平均世帯員数)+(卸売・飲食業従事者/卸売・飲食業者数)</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		法人税を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額		<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島振興開発特別措置法(平成26年3月31日まで) ・平成22年度小笠原諸島振興開発関係(ソフト事業・ハード事業)当初予算(国費)1,370百万円 ・平成23年度小笠原諸島振興開発関係予算要求(国費)精査中
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島の振興開発に関する予算上の措置は、国、地方公共団体等が道路などの社会基盤を整備する事業や人材育成等を支援する事業の実施に必要な経費として計上するものである。それに対して、税制特例は事業者を対象に、各種産業活動を活性化させるための優遇措置として設けるものである。 ・税制特例は予算上の措置とは性格が異なり、それを代替するものではなく、税制特例と公共事業等の予算上の措置が、小笠原諸島振興開発特別措置法の下で相互に補完し合いながら、小笠原諸島の自立的発展等に寄与するものである。
	要望の措置の妥当性		<p>税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させるための優遇措置(インセンティブ)として設けるもの。零細事業者が多い小笠原諸島において、設備投資をした民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。</p> <p>また、小笠原諸島における振興開発施策として小笠原諸島振興開発事業費補助、小笠原諸島振興開発費補助金を支出しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する税制特例とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>税制特例措置は、全業種を対象としているのではなく、小笠原諸島の振興開発に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	小笠原諸島における旅館業用建物等に係る特別償却制度の新設	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>特別償却制度の新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小笠原諸島における、旅館業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、建物・附属設備 6/100）を新設する。 ● 小笠原諸島における、農林水産物等販売業の用に供する設備に係る特別償却制度（取得価額 2,000 万円超、機械・装置 10/100、建物・附属設備 6/100）を、新設する。 	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1. 2 百万円 （ __ 百万円）

(3) 政策目的

小笠原諸島は、戦後 23 年間米軍の統治下に置かれ、その間、昭和 19 年に強制疎開させられた住民は一部欧米系住民を除き帰島が許されないまま、昭和 43 年の日本復帰を迎えた。その後、国の特別措置法の下、生活基盤、産業基盤などの基盤整備や産業振興施策等を推進することにより、相応の成果を上げてきたが、片道 25 時間半を要し約 6 日に 1 便の定期船しかないという条件等に鑑み、振興開発施策を引き続き推進すること等により、小笠原諸島の人口定着を図るものである。

(4) 施策の必要性

小笠原諸島は昭和 19 年の強制疎開以来、昭和 43 年の本土復帰までの約 23 年間、ほとんどの旧島民は帰島できない状況にあったことから、特別措置法に基づき旧島民の帰島の促進を図ってきた。このような歴史を持つのは、日本では小笠原だけである。今後、小笠原においては、その地理的特性により、主要産業として、観光、農業、漁業があげられる。

小笠原諸島の人口定着を図るためには、これらの産業を推進していく必要があり、零細事業者が多い小笠原諸島において、投下資本の早期回収による経営安定化、事業活動の充実に繋がる本制度は必要がある。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 42 離島等の振興を図る 業績指標 220 小笠原村の総人口</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>・小笠原特措法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている25年度目標人口（短期滞在者を除く）2,500人以上を目標値とする。 目標値 小笠原村の総人口 平成25年度末 2.5千人以上 （平成21年度末現在 2.4千人）</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>・旅館業、農林水産物販売業の活性化及び雇用機会の拡充を図ることにより、小笠原諸島の魅力と資源を活用した内発的産業の振興を図り、地域経済社会を自立的経済社会構造に転換する。達成度を定量的かつ端的に示す指標として「総人口」を用いることとする。</p> <p>○小笠原村の総人口 平成20年度末 2.3千人 → 平成25年度末 2.5千人以上</p> <p>・なお、東京都は振興開発計画の中で目標（平成25年度）を定めており、小笠原諸島振興開発計画（平成21年度～平成25年度）では、農業産出額120,000千円、年間漁獲量510t、年間入込客数26,500人、教育旅行者数11件550人、クルーズ船入港数7隻3,000人を設定している。</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>・平成21年度の人口は2,417人となっており、前年度比30人の増加であった。 ・平成17年からの推移は増加傾向にある。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">有効性</p>	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>実績として、農林水産物等販売業は、過去5年間平均0.2件、建物・付属設備投資額約0.99百万円、旅館業は過去5年間平均2.6件、建物・付属設備投資額約127.8百万円と推移している。 今後の見込みとして、旅館業は実績と同程度の効果、農林水産物等販売施設（建物・付属設備）については、平成24年度に約45,000千円（1箇所）が見込まれている。</p>

		<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>旅館業は例年並に推移、農林水産物等販売施設については、今後の予定を加味した場合に、予想される小笠原村の人口の増加は年約10人と予想される。</p> <p>※計算式 (旅館件数×平均世帯員数)+(卸売・飲食業従事者/卸売・飲食業者数)</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置		所得税を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額		<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島振興開発特別措置法(平成26年3月31日まで) ・平成22年度小笠原諸島振興開発関係(ソフト事業・ハード事業)当初予算(国費)1,370百万円 ・平成23年度小笠原諸島振興開発関係予算要求(国費)精査中
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		<ul style="list-style-type: none"> ・小笠原諸島の振興開発に関する予算上の措置は、国、地方公共団体等が道路などの社会基盤を整備する事業や人材育成等を支援する事業の実施に必要な経費として計上するものである。それに対して、税制特例は事業者を対象に、各種産業活動を活性化させるための優遇措置として設けるものである。 ・税制特例は予算上の措置とは性格が異なり、それを代替するものではなく、税制特例と公共事業等の予算上の措置が、小笠原諸島振興開発特別措置法の下で相互に補完し合いながら、小笠原諸島の自立的発展等に寄与するものである。
	要望の措置の妥当性		<p>税制特例は、民間事業者を対象に各種産業活動を活性化させるための優遇措置(インセンティブ)として設けるもの。零細事業者が多い小笠原諸島において、設備投資をした民間事業者を直接税制面から支援する本特例措置は効率的かつ効果的である。</p> <p>また、小笠原諸島における振興開発施策として小笠原諸島振興開発事業費補助、小笠原諸島振興開発費補助金を支出しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する税制特例とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>税制特例措置は、全業種を対象としているのではなく、小笠原諸島の振興開発に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>		